

国立大学法人東京医科歯科大学昇給日の変更に伴う

給与調整一時金の支給に関する規則

平成30年7月30日
規則第61号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）第35条及び附則（平成29年1月26日規則第15号）、国立大学法人東京医科歯科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年4月1日制定。以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）附則（平成29年1月26日制定）第3項の規定に基づき、給与調整一時金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与調整一時金の対象者）

第2条 平成30年4月1日において本学に在籍する常勤の職員のうち、平成30年4月1日実施昇給の対象となった職員に対して、平成30年1月から平成30年3月における給与支給額の調整のため、給与調整一時金を支給する。

（支給額）

第3条 給与調整一時金の支給額は、本条第2号により計算される金額から、本条第1号により計算される金額を差し引いた差額とし、その金額が0円未満となるときには、0円とする。ただし、本条第2号の計算時に初任給、昇格、昇給等の基準第34条第10項又は職員給与規則第9条第6項の適用を受けなかった者が、平成30年4月1日時点で適用を受ける場合は、本条第2号の計算時においても初任給、昇格、昇給等の基準第34条第10項又は職員給与規則第9条第6項の適用を受けると仮定して計算する。

- (1) 平成30年1月1日から平成30年3月31日までの期間に支給された給与の額
- (2) 平成30年1月1日に昇給が実施されたと仮定した場合の平成30年1月1日から平成30年3月31日までの給与の額

（端数処理）

第4条 前条の規定により支給額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（支給日）

第5条 給与調整一時金は、平成30年7月における本給の支給日に支給する。

附 則

この規則は、平成３０年７月３０日から施行し、平成３０年７月１日から適用する。